

Universal Jumping(ユニバーサルジャンピング)

イベント利用規約

第1条 (本規約の適用範囲等)

- 1 本イベント利用規約 (以下、「本規約」と言います。) は、Universal Jumping(ユニバーサルジャンピング)が参加者に提供するすべてのイベント (以下、単に「イベント」と言います。) に関し、適用されるものです。「参加者」とは、イベント利用者 (参加を申し込み、承諾された方) 全てを指します。
- 2 本規約第4条および第5条ならびに Universal Jumping が定めるところに従いイベント利用の申し込みを Universal Jumping が承諾した全ての参加者は、本規約の内容に従うことを承諾したものとみなされます。
- 3 Universal Jumping は、参加者に通知を行うことにより、本規約の変更および細則の制定をすることができ、同変更および細則は、本規約の内容を構成するものとします。当該変更または細則が通知された後にイベント利用の申し込みを行った場合は、当該変更および細則に同意したものとみなされます。

第2条 (イベント利用資格)

参加者がイベントを利用するためには、以下の各条件を満たすことが必要です。申し込み後、各条件のいずれかを欠くことが判明した場合には、イベント利用資格を失う場合があります。

- ①本規約に同意し、その他 Universal Jumping が定める事項を遵守すること
- ②イベント参加中は指導者 (インストラクター)、主催者ならびにそのスタッフの指示・指導に従うこと
- ③アルコールを摂取していないこと
- ④傷病により通院・治療中の場合、事前に医師に相談のうえ許可を得ておくこと

- ⑤妊娠中でないこと
- ⑥過激なタトゥーを身体に施し露出していないこと
- ⑦他の参加者を不快にするような言動を行わないこと
- ⑧イベント開催中の災害、事故等の場合は、スタッフ・指導員の指示に従って行動すること
- ⑨未成年者の場合、親権者その他の法定代理人の書面による同意を得ているか、親権者その他の法定代理人（以下、「親権者等」）が同席すること
- ⑩13歳以上であること
- ⑪未成年の参加者については、必ず、同席の親権者等が当該未成年者の動静を注視し、当該未成年者に起因して同未成年者および他の参加者等に事故・負傷等が生じ無いよう十分注意すること（書面による同意による場合は、親権者等において、当該未成年者が自己および他人の身体・財産等に損害を及ぼさないよう十分注意できる能力と自覚があることを確認したうえで同意すること）

第3条 参加費等

参加者は、**Universal Jumping** が定めるところに従い、参加申し込み後、速やかに参加費を支払うものとします。

第4条 イベント参加申し込み

- 1 イベントの参加を希望する方（以下、「参加希望者」と言います。）は、**Universal Jumping** のイベント申し込み **WEB** サイトにて案内する手順に従って、氏名・住所・電話番号その他、定められた情報につき、正確かつ最新の情報（以下、「登録情報」と言います。）を入力し、参加申し込みを行うものとします。
- 2 参加希望者が、勤務先等の所属団体（以下、「所属団体」と言います。）を通じてイベントに参加申し込みを行う場合（以下、「団体申し込み」と言います。）、所属団体と各参加者は連帯して、本規約上の義務を負うものとします。

第5条 参加申し込みの承諾

- 1 Universal Jumping が、前条および Universal Jumping の定めるところに従って参加希望者が行った参加申し込みに対し、同申し込みを承諾（受付）する旨の通知を送信（発信）することをもって、承諾の通知が有効になされたものとし、同時点で参加者とのイベント利用契約（以下、「本契約」と言います。）が成立するものと致します。
- 2 前項の承諾後といえども、定められた期間内に参加費の支払いが確認できない場合（クレジット決済ができない場合を含む）、その他本規約に反する事項が明らかになった場合等、Universal Jumping が参加者とのイベント利用契約を取り消す場合があります。

第6条 申し込みの変更・取消

1 参加イベントの日程、時間帯、場所、人数等の変更は、参加イベント実施日の前日から数えて3日以内とします。

2 参加者の都合による参加取消は、以下のキャンセル料を申し受けます。

（イベント実施日の前日から起算。キャンセル日は、取消のご連絡が Universal Jumping に到達した日とします。）

①キャンセル日がイベント実施日の3日前まで・・・無料

②キャンセル日がイベント実施日の2日前から当日・・・参加費の全額

第7条 個人情報の取扱い

Universal Jumping が取得した参加者の個人情報の取扱いについては、別途定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に定めるところによります。

第8条 録音・録画・撮影記録等の使用

- (1) Universal Jumping は、イベントの様子の記録（録音・録画・撮影等。以下、同じ。）をイベントの記録その他商業上の目的のために使用できるものとします。顔写真等の記録の WEB サイトや SNS 掲載等に支障がある場合は、参加イベント当日、参加者より Universal Jumping（スタッフまたは講師）に対し、イベント終了までに申し出ることにより、Universal Jumping においてデータ加工等の適宜の処理を行うものとします。
- (2) 参加者が、参加者ご自身および同意を得た参加者を含むイベントの様子を記録し、感想等とともに SNS 等で発信することは原則として禁じません。ただし、特に、他の参加者の記録については、必ず明示の同意を得なければなりません。また、SNS 等での発信その他、いかなる手段を用いても、イベント参加者や講師、スタッフ、施設、Universal Jumping その他の関係者を攻撃し、誹謗・中傷・批判する態様・内容で、かかる記録を利用することは禁止します。

第9条 イベントの内容（ティーチングメソッド等）に対する権利

- 1 イベントに含まれるノウハウ、アイデア、指導法その他の情報ならびにイベントで使用される一切の名称等に関する権利は、Universal Jumping に帰属します。参加者は、これらの権利を侵害する行為を行ってはなりません。
- 2 参加者は、自身の楽しみと運動のためにイベントを利用するものとし、いかなる方法によっても、同目的の範囲外でイベントを利用し、頒布、販売、参加者の地位および権利義務の譲渡、貸与等を行ってはなりません。

第10条 参加資格の中断・取消

- 1 参加者が、以下のいずれかの項目に該当する場合、Universal Jumping は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該参加者の参加資格を停止または取り消すものとします。

- ①参加申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
 - ②イベントならびに本規約を含む Universal Jumping の各規定内容を適切に理解できない可能性がある場合、その他 Universal Jumping がイベント参加者としての適格性を欠くと判断した場合
 - ③法令または本規約において禁止する事項またはその準備行為を行った場合
 - ④参加費用の支払いが無い場合（クレジット決済ができない場合を含む）、または、クレジット利用の申し込みないし承諾等が事後的に取り消された場合、その他、Universal Jumping が参加費の支払いを受けられず、または、客観的事情からその返金を求められる可能性があるとして判断される場合
 - ⑤他の参加者に損害を与え、または著しい不快感を与える行為を行った場合
 - ⑥Universal Jumping の運営を妨害する行為、その他 Universal Jumping またはそのスタッフ、指導者等の関係者に損害を与える行為を行った場合
 - ⑦登録情報の連絡先への連絡が不可能になった場合
 - ⑧その他、Universal Jumping が不適切と判断した場合
- 2 前項の場合およびその他にも、Universal Jumping は、参加者がイベントの進行の妨げになると判断した場合、当該参加者の退席を命じる場合があります。
 - 3 本条の場合、当該参加者に対する参加費の返金は一切行いません。

第11条 イベントの中止・中断および変更

- 1 災害、事故等、イベントの運営上やむを得ない場合には、Universal Jumping の判断により、参加者に事前の通知無く、イベントを中止・中断し、あるいは日程・会場等を変更する場合があります。
- 2 前項の中止・中断の場合、Universal Jumping は、イベント中止または中断後、10 営業日以内に参加費の全部または一部を返金します。

- 3 日程・会場等の変更の場合、当該変更によって参加できなくなった参加者は、変更後のイベント実施日の3日前までにキャンセルの連絡を行うことにより、参加を取り消すことができます。この場合は、第6条2項の規定にかかわらず、3日前までのキャンセル料は無料、同日を過ぎて以降のキャンセルは参加費全額とします。
- 4 本条の中止・中断・変更の場合の Universal Jumping の責任は、本条に従って支払い済みの参加費を返金することに限られるものとし、その他の責任は一切負いません。

第12条 参加費の返金方法

- 1 参加キャンセルやイベント中止等の場合の返金方法は、クレジット決済の場合はカード決済の取消、その他の場合は参加者が指定する口座に振り込む方法によります。ただし、Universal Jumping が指定する決済サービスにおいて、これと異なる返金方法を定めている場合は、これに従います。
- 2 返金に要する手数料は、参加者の負担とします。

第13条 損害賠償

- 1 参加者が、イベントに起因または関連して Universal Jumping またはそのスタッフ、指導者等関係者（以下、「Universal Jumping ら」と言います。）に損害を与えた場合、参加者は、一切の損害を賠償するものとし、
- 2 イベントに起因または関連して、参加者と他の参加者その他の第三者との間で紛争が生じた場合、参加者は自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとし、Universal Jumping らに与えた損害の一切を賠償するものとし、

第14条 免責

1 Universal Jumping らは、故意又は重過失に基づく場合を除き、イベントまたは本規約に関連して参加者または第三者が被った一切の損害（施設の瑕疵・備品・供給品等の瑕疵に基づく場合を含みます）について、賠償の責任を負いません。

2 前項の損害には、参加者がイベント参加中または施設内において所持品を紛失し、毀損し、または盗難に遭った場合の損害を含みます。

第15条 通知及び同意の方法

1 Universal Jumping から参加者への通知は、登録情報において入力された連絡先への電子メール、WEB サイトへの掲載その他 Universal Jumping が適切と認める方法により行います。

2 前項の通知が電子メールによって行われる場合、登録情報の電子メールアドレスに対する発信をもって、通知は完了したものとみなします。この場合、登録情報が不正確または最新でなかった等の事情によって到達しない場合でも、同様とします。

3 第1項の通知が、WEB サイトへの掲載によって行われる場合、サイトへのアップロードが完了した時点をもって、参加者への通知が完了したものとみなします。

4 Universal Jumping は、本条のいずれかの方法により、参加者に通知を行った場合、通知の完了後10日以内に参加者からの異議の申し出が無いが、通知完了後に参加者がイベントに参加した場合には、その時点で参加者が同通知に同意したものとみなします。

第16条 管轄

本規約またはイベントに関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2016年5月制定施行

2016年8月改訂